# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	国民年金関係事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甲府市は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民年金関係事務では、運用・保守の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。 また、内部による不正利用の防止のため、パスワードと生体による二要素認証を導入し、システムの操作者を限定している。

## 評価実施機関名

甲府市長

### 公表日

令和5年7月26日

[平成31年1月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務			
①事務の名称	国民年金関係事務			
②事務の概要	国民年金は、日本国憲法第25条第2項(「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」)に規定する理念に基づき、すべての国民を対象に、老齢、障害又は死亡による所得の喪失・減少により国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯により防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする公的年金制度であり、この目的を達成するために、(業務上・業務外を問わず)国民の老齢・障害・死亡に関して必要な給付を行うものである。(国民年金法第1条、第2条)事務の責任者は厚生労働大臣にあたるが、実際の運営事務の多くは、日本年金機構に委任・受託されている。 事務の責任者は厚生労働大臣にあたるが、実際の運営事務の多くは、日本年金機構に委任・受託されている。(国民年金法第12条1~4項、国民年金法施行令第1条の2、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第38条)・資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項の届出の受理・同届出の厚生労働大臣への報告・任意脱退の承認申請の受理・任意加入被保険者の資格取得の申出・資格喪失の申出の受理・審査・基礎年金番号通知書の再交付の申請の受理・任意加入被保険者期間のみを有する者の裁定請求の受理・申請免除等の申請の受理・第1号被保険者期間のみを有する者の裁定請求の受理・申請免除等の申請の受理・審査・年金生活者支援給付金に関する事務 ※受理した情報は、日本年金機構へ送付されている。・本事務における特定個人情報ファイルは、上記に挙げた市町村の事務において取り扱う情報に対し、日本年金機構の指定により情報の提供を行うために使用する。			
③システムの名称	国民年金システム 社会保険オンラインシステム			
2. 特定個人情報ファイル	名			
被保険者台帳情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法第9条および別表第1 第31号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令第24条の2			
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携			
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定			
②法令上の根拠				
5. 評価実施機関における	担当部署			
①部署	市民課			
②所属長の役職名	市民課長			

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

甲府市 市民部市民課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

甲府市 市民部市民課

400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	15年4月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和5年4月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		]	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類		
	項目評価書		<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>1)基礎項目評価書</li><li>2)基礎項目評価書及び重点項目評価書</li><li>3)基礎項目評価書及び重点項目評価書</li></ul>
2)又は3)を選択した評価美別されている。	他機関については、それぞれ里	思垻日評価書又は至垻	[目評価書において、リスク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシステ.	ムを通じた入手を除く	.)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの委託		[ O ]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワーク	システムを通じた提供る	を除く。) [ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[ 〇 ]接網	売しない(入手) [O]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・注	肖去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓	<b>外</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月22日	I 5. ②所属長	伏見 ゆかり	星野 雅臣	事後	
平成31年2月4日	I 5. ②所属長	市民課長 星野 雅臣	市民課長	事後	
平成31年2月4日	I 3. 個人番号の利用	番号法第9条および別表第1 第31号	番号法第9条および別表第1 第31号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令第24条の2	事後	
平成31年2月4日	Ⅳ リスク対策			事後	
令和3年11月15日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年11月15日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和5年7月26日	I 1. ②事務の概要	市町村に対しては、以下の事務を行うものとされている。(国民年金法第12条1~4項,国民年金法施行令第1条の2)	市町村に対しては、以下の事務を行うものとされている。(国民年金法第12条1~4項,国民年金法施行令第1条の2,年金生活者支援給付金の支給に関する法律第38条)	事後	
・資格の取得及び設大型のに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項の届出の受理 ・同届出の厚生労働大臣への報告 ・任意脱退の承認申請の受理 ・任意加入被保険者の資格取得の申出・資格 喪失の申出の受理・審査 ・国民年金手帳の再交付の申請の受理 ・第1号被保険者期限のみを有する者の報史		東和の取特及の表文型のに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項の届出の受理 ・同届出の厚生労働大臣への報告 ・任意脱退の承認申請の受理 ・任意加入被保険者の資格取得の申出・資格喪失の申出の受理・審査 ・基礎年金番号通知書の再交付の申請の受理 ・第1号被保険者期間のみを有する者の裁定請求の受理・審査 ・障害基礎年金の額の改定の請求の受理・申請免除等の申請の受理・審査 ・付加保険料納付の申出の受理・審査 ・行加保険料納付の申出の受理・審査	事後		
令和5年7月26日	I 1. ③システムの名称	国民年金システム	国民年金システム,社会保険オンラインシステム	事後	
令和5年7月26日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和3年10月1日時点	令和5年4月1日	事後	
令和5年7月26日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和3年10月1日時点	令和5年4月1日	事後	